

2020年9月7日
日本賃貸保証株式会社

2020年台風第10号の災害における賃貸保証委託契約のお手続きについて

この度の台風第10号により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日でも早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

弊社では、被災された契約者様がお住み替えされる場合、現在ご契約中の賃貸保証委託契約は、【変更届】にてご継続扱いとさせていただきます。代理店様につきましては、お手数ではございますが、ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 台風第10号の災害の影響により、お住み替えされる場合、新物件での新たなご契約は不要です。【変更届】でのお手続きとなります。

《対象となる保証中の契約者様》

① 同一代理店様内の取り扱い物件に限ります。

② 下記《対象地域》内の物件にお住まいで、建物の損傷等により居住が困難な方。

※ 滞納中のお客様のお取り扱い等、その他ご不明な点につきましてはご相談ください。

※ 新たな保証料は発生いたしません。更新保証料は新しい賃料にて算出いたします。

※ 一定期間経過後、元の物件への再引越しの場合も対象となります。

※ 2021年3月31日までに弊社に【変更届】及び【賃貸借契約書変更記載の覚書等】が到着している契約者様。（変更届には「被災の為」と理由をご記入ください。）

※ 既に、新たにご契約をし直したお客様につきましては、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

《対象地域》

台風第10号により被災された地域

2. その他

新規のお申込みにつきましても、柔軟にご対応させていただきますので、お気軽にご相談ください。

※ 弊社は、特定非営利活動法人 Standard Opinion Society を通じて様々な災害支援を行っております。

3. お問い合わせについて

本件につきまして、ご不明な点等ございましたら、お近くの弊社各拠点またはお問い合わせ窓口（0120-752-265）まで、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

以上